

平成27年教育委員会第10回臨時会会議録

開会日時 平成27年11月24日 午後 4時00分

閉会日時 同 上 午後 4時10分

場 所 教育委員会室

出席委員 委員長 天宮久嘉
同職務代理 松本 實
委 員 杉浦容子
委 員 塚本 亨
委 員 竹高京子
教育長 塩澤 雄一

議場出席委員

・教育次長 前田 正憲 ・学校教育担当部長 平沢 安正
・庶務課長 杉立 敏也 ・指導室長 中川 久亨

書 記

・企画係長 齊藤 正幸

開会宣言 委員長 天宮久嘉 午後 4時00分 開会を宣する。

署名委員 委員 天宮久嘉 委員 松本 實 委員 塩澤 雄一
以上の委員3名を指定する。

議事日程 別紙のとおり

開会時刻 16時00分

○委員長 それでは、出席委員は定足数に達しておりますので、ただいまから平成27年教育委員会第10回臨時会を開会いたします。

本日の会議録の署名は、私に加え、松本委員と塩澤教育長にお願いいたします。

それでは、議事に入ります。

議案第63号「葛飾区教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例に関する意見聴取」を上程いたします。

庶務課長、お願いします。

○庶務課長 それでは、議案第63号「葛飾区教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例に関する意見聴取」でございます。

提案理由でございます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、区長から意見を求められたので本案を提出するものでございます。

別添の条例案について、異議のない旨を区長に回答したいと考えてございます。

それでは、2枚おめくりいただきまして、新旧対照表をごらんください。

第2条でございます。現行の教育長の給料は、月額77万9,000円となっております。

こちらを78万2,000円に改正するものでございます。

こちらについては、葛飾区特別職議員報酬等審議会の答申を踏まえて引き上げるものでございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○委員長 ありがとうございます。

ただいまの庶務課長のご説明について、ご意見、質問等ございましたら、委員のほうからよろしくお願いいたします。よろしいですか。

○委員長 それでは、お諮りいたします。議案第63号について、原案のとおり可決することにご異議ございますか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認め、議案第63号「葛飾区教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例に関する意見聴取」につきましては、原案のとおり可決といたします。

それでは、続きまして、議案第64号「幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に関する意見聴取」を上程いたします。

指導室長、お願いします。

○指導室長 それでは、議案第64号「幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に関する意見聴取」についてご説明申し上げます。

幼稚園教育職員の給与につきましては、平成 27 年 10 月 13 日に行われました特別区人事委員会の勧告に伴い、幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する必要がありますので、本案を提出いたします。

改正内容につきましては、扶養手当及び勤勉手当並びに給料表の引き上げ改定でございます。第 1 条を公布日に施行し、第 2 条を平成 28 年 4 月 1 日に施行するものでございます。

それでは、資料の一番最後の新旧対照表をごらんください。まず、扶養手当、第 11 条でございます。第 11 条第 3 項のところでございますけれども、まず、扶養手当の引き上げ改定でございます。配偶者を除く扶養親族にかかわる手当の月額を 500 円引き上げ、従前の 1 人当たり月額 5,500 円から 6,000 円に改定するものでございます。本改定につきましては、平成 27 年 4 月 1 日にさかのぼっての適用となります。

また、第 30 条第 2 項をごらんください。幼稚園教職員の勤勉手当の引き上げ改定でございます。期末勤勉手当の総支給月数を 0.1 月引き上げ、従前の 4.20 月から 4.30 月に改定するものです。増分である 0.1 月分につきましては、平成 27 年度については既に 6 月期を支給していることから、12 月支給の勤勉手当に全て振り振りを行うこととし、平成 28 年度以降につきましては、6 月の支給の勤勉手当と 12 月の勤勉手当に 0.05 月ずつ均等に振り振りをし直すことといたします。

最後に、幼稚園教育職員の給料表の引き上げ改定でございます。公民較差 1,413 円、0.35% を解消するため、給料表を引き上げ改定するものでございます。引き上げにつきましては、平成 27 年 4 月 1 日にさかのぼっての適用となります。

説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの指導室長の説明について、ご意見、ご質問等ございましたらお願いします。

何かございますか。

○委員長 それでは、お諮りいたします。議案第 64 号について、原案のとおり可決することに異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 それでは、異議なしと認め、議案第 64 号「幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に関する意見聴取」については、原案のとおり可決といたします。

以上で議案の審議を終了いたします。

続きまして、「その他」の事項に入ります。

庶務課長、お願いします。

○庶務課長 それでは、「その他」について説明させていただきます。

本日、その他3件でございますが、1の資料配付についてはございません。

2の出席依頼につきましては、11月27日金曜日の中青戸小学校における新校舎竣工記念式典・祝賀会でございます。こちらについては、委員長のご出席をお願いいたします。

3に次回以降の教育委員会の予定を記載してございますので、こちらのほうは後ほどごらんおきください。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○委員長 ありがとうございます。

それでは、これをもちまして、平成27年教育委員会第10回臨時会を閉会いたします。

お疲れさまでした。ありがとうございました。

閉会時刻 4時 10分